



(協議題 1)



高梁市教育大綱の改定について



高梁市教育大綱の改定について

1. はじめに

【第4次高梁市教育振興基本計画の策定】

- ・教育基本法第17条第2項に基づき策定
- ・現計画の計画期間（令和3年度から令和7年度まで）
- ・高梁市総合計画を上位計画とし、**高梁市教育大綱**を指針とする



- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき定める
- ・現大綱の期間（令和3年度から令和7年度まで）
- ・**総合教育会議で協議**し、基本目標と基本方針を定める

<教育基本法>

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、**前項の計画を参酌し**、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、**大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。**

2. 国の教育振興基本計画の方針

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
 ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて、一人一人の生産性向上等による、**活力ある社会**の創出
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダー的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれの**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域での**つながり**、利他性、協働性、自己肯定感、自己効力感、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育むことによる、**協調（Balance and Harmony）**に基づくウェルビーイングの向上

社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

【コンセプト】

- **持続可能な社会の創り手の育成**
- **ウェルビーイングの向上**

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、生涯学習の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な**地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等の社会教育施設の機能強化**や**社会教育人材の養成と活躍機会の拡充**
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者として地域社会の担い手**となる

・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
 人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る**3段階**（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

3. 岡山県教育大綱

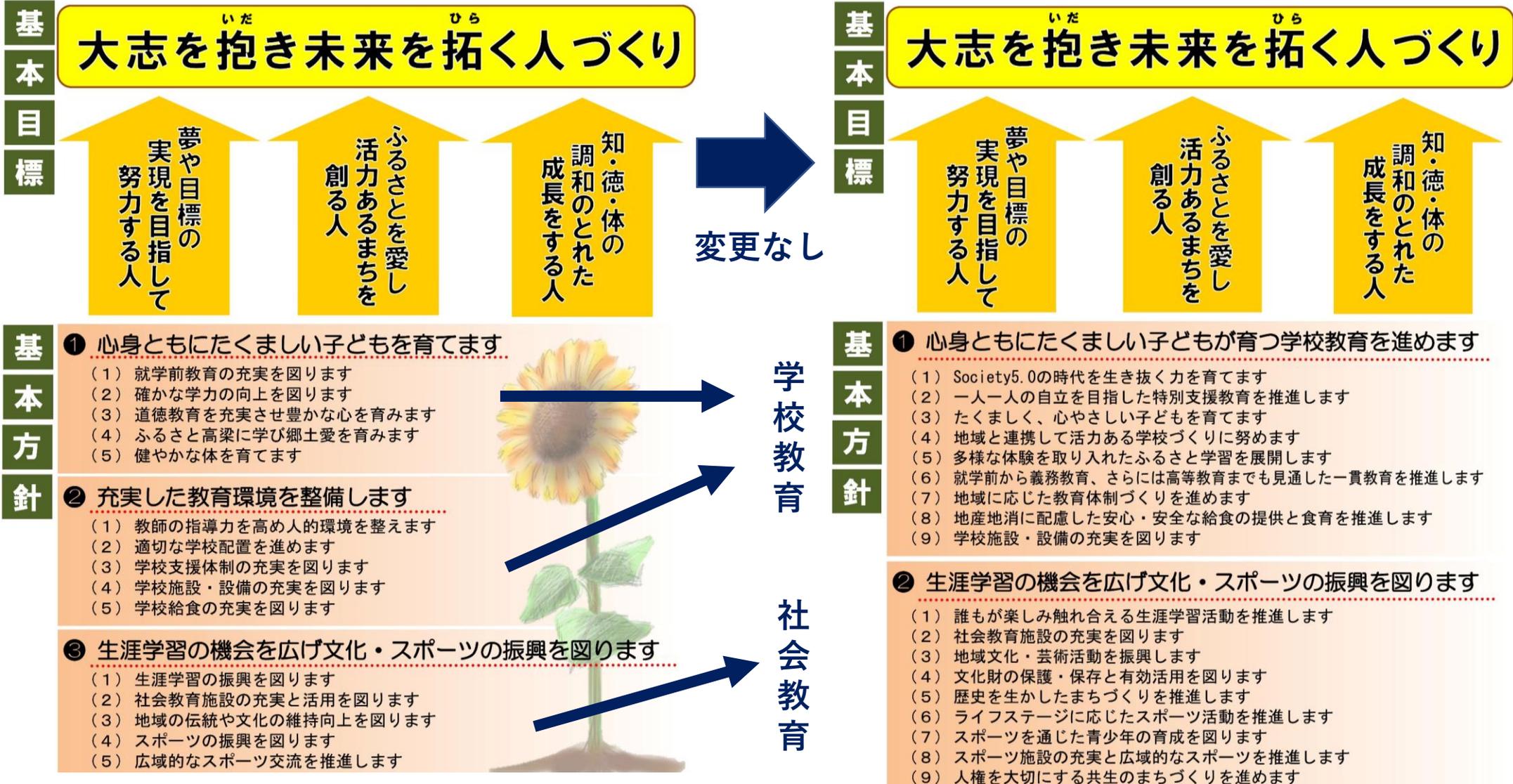
「時代を超えて変わらない価値のあるもの」を子どもたち一人ひとりにしっかりと身に付けさせるとともに、未来に向けて、子どもたちが自己実現を果たしながら、「持続可能な社会の創り手」となることができるよう、「岡山県教育大綱」を改定

第3次計画（令和3年度～令和6年度）	第4次計画（令和7年度～令和10年度）
<p>1 基本目標 「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成</p> <p><育みたい資質能力></p> <ul style="list-style-type: none">○自立○共生○郷土岡山を大切に作る心 <p>2 計画期間に取り組む施策の基本的方向</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 魅力ある学校づくりの推進(2) 学びのチャレンジ精神の育成(3) 家庭・地域の教育力の向上(4) 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成(5) 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興	<p>1 基本目標 「夢に向かって、心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成</p> <p><育みたい資質能力></p> <ul style="list-style-type: none">○確かな<u>学力</u>と自ら<u>挑戦する意欲や創造性</u>○豊かな<u>心</u>・健やかな<u>体</u>○地域を大切に作る心と<u>社会の形成者としての自覚</u> <p>2 計画期間に取り組む施策の基本的方向</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学ぶ力の育成(2) 豊かな心・健やかな体の育成(3) 多様な教育ニーズへの支援の充実(4) グローバル人材の育成(5) 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興(6) 教育効果を高める基盤や体制の整備・充実

4. 本市の教育大綱

【平成28－32年度】

【令和3－7年度】



5. 教育大綱(案) 【令和8 - 12年度】

基本目標

【国;コンセプト】

- 持続可能な社会の創り手の育成
- ウェルビーイングの向上

一人ひとりの幸せとより良い社会を実現する人づくり

- 心豊かにたくましく学び続ける人
- 自立し社会に参画できる人
- 志をもち挑戦する人

- ・各世代に向けてのイメージを強調
- ・具体的で誰もがわかりやすい
- ・今までと同じではない
- ・「健幸都市たかはし」と合致

大志を抱き未来を拓く人づくり

- 知・徳・体の調和のとれた成長をする人
- ふるさとを愛し活力あるまちを創る人
- 夢や目標の実現を目指して努力する人

5. 教育大綱(案) 【令和8 - 12年度】

基本目標

一人ひとりの幸せとより良い社会を実現する人づくり

- 心豊かにたくましく学び続ける人
- 自立し社会に参画できる人
- 志をもち挑戦する人



基本方針

学校教育

(1) 未来を拓く学びと育ち

社会教育

(2) 学び・文化・スポーツを通じた共に生きる社会の創造

5. 教育大綱(案) 【令和8 - 12年度】

基本方針

(1) 未来を拓く学びと育ち

- ① Society5.0の時代に活躍できる力を育てます
- ② 一人ひとりの自立を目指した特別支援教育を推進します
- ③ 心の教育を充実し、多様な教育ニーズへの支援に努めます
- ④ 健やかな体づくりと食育を推進します
- ⑤ 多様な体験を取り入れた探究的な学習を展開します
- ⑥ 地域と連携・協働し、活力ある学校・園づくりに努めます
- ⑦ 就学前から小・中・高、さらには大学までも見通した一貫教育を推進します
- ⑧ 地域に応じた教育体制づくりを進めます
- ⑨ 学校園施設・設備の環境整備を図ります

(2) 学び・文化・スポーツを通じた共に生きる社会の創造

- ① 誰もが楽しみ学び続ける生涯学習活動を推進し、学びの輪を広げます
- ② 社会教育施設の魅力を高めていきます
- 新** ③ 地域と家庭、学校、行政が協働し、まち全体で子どもを育む環境づくりを進めます
- ④ 地域文化・芸術活動を振興します
- ⑤ 文化財の保護・保存と有効活用を図ります
- ⑥ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- ⑦ スポーツ施設を活用した広域的なスポーツを推進します
- ⑧ 人権を大切に作る共生のまちづくりを進めます

【参考：令和3 - 7年度】

① 心身ともにたくましい子どもが育つ学校教育を進めます

- (1) Society5.0の時代を生き抜く力を育てます
- (2) 一人一人の自立を目指した特別支援教育を推進します
- (3) たくましく、心やさしい子どもを育てます
- (4) 地域と連携して活力ある学校づくりに努めます
- (5) 多様な体験を取り入れたふるさと学習を展開します
- (6) 就学前から義務教育、さらには高等教育までも見通した一貫教育を推進します
- (7) 地域に応じた教育体制づくりを進めます
- (8) 地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供と食育を推進します
- (9) 学校施設・設備の充実を図ります

② 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

- (1) 誰もが楽しみ触れ合える生涯学習活動を推進します
- (2) 社会教育施設の充実を図ります
- (3) 地域文化・芸術活動を振興します
- (4) 文化財の保護・保存と有効活用を図ります
- (5) 歴史を生かしたまちづくりを推進します
- (6) ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- (7) スポーツを通じた青少年の育成を図ります
- (8) スポーツ施設の充実と広域的なスポーツを推進します
- (9) 人権を大切に作る共生のまちづくりを進めます